

## V 野生生物の保護管理

### 1 野生鳥獣の保護管理

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（鳥獣保護法）に基づいて鳥類又は哺乳類に属する野生動物（鳥獣）の捕獲や狩猟を規制すること等を通じ、鳥獣の適正な保護管理を行っています。

#### （１）許認可業務の実施と県等への指導

随時、地方環境事務所長権限に係る鳥獣の捕獲や狩猟等についての許可申請に対し、内容を審査し、許可証の発行等の許認可業務を行っています。平成 20 年度には 191 件の案件を処理しています。

また、県等の担当部局と必要に応じ情報交換を行い、相談があった場合には、県等が行う許認可等について、随時指導を行っています。

#### （２）国指定鳥獣保護区の管理

特に国際的又は全国的な鳥獣保護の見地から鳥獣の保護を行う必要がある区域については、国指定鳥獣保護区に指定して鳥獣の保護管理に努めています。

中部地方環境事務所管内では、白山、片野鴨池、七ツ島、藤前干潟、紀伊長島、浅間、北アルプスの 7 箇所の国指定鳥獣保護区を管理しており、各保護区に鳥獣保護区管理員を配置して、鳥獣の生息調査や密猟防止の巡視等を行っています。

表 1 管内国指定鳥獣保護区一覧

保護区名	当初指定年月日	面積	指定区分	所在県
白山	昭和 44 年 3 月 31 日	38,061ha	大規模生息地	石川県・岐阜県
片野鴨池	平成 5 年 11 月 1 日	10ha	集団渡来地	石川県
七ツ島	昭和 48 年 11 月 1 日	24ha	集団繁殖地	石川県
藤前干潟	平成 14 年 11 月 1 日	770ha	集団渡来地	愛知県
紀伊長島	昭和 44 年 11 月 1 日	7,452ha	集団繁殖地	三重県
浅間	昭和 26 年 5 月 1 日	32,218ha	大規模生息地	群馬県・長野県
北アルプス	昭和 59 年 11 月 1 日	110,306ha	希少鳥獣生息地	富山県・長野県・岐阜県

近年行っている鳥獣保護区別の主な施策は次のとおりです。

#### ①白山

中部地方環境事務所が設置された平成 17 年 10 月以降、白山鳥獣保護区の更新作業を行い、平成 20 年 10 月末で更新が確定しました。

#### ②片野鴨池

平成 19 年度から鳥獣保護区内の鳥獣の生息地の保護及び整備を図るための保全事業

として、自然環境等の詳細な調査を実施し、平成 20 年度末には保全事業基本計画の策定を目指しています。

### ③七ツ島

過去に人為的に持ち込まれ、生態系への被害を引き起こしているアナウサギの駆除を継続的に行っています。また、平成 20 年度にはオオミズナギドリ等の詳細な生息状況調査を行いました。

### ④藤前干潟

当該鳥獣保護区は、ラムサール条約湿地の登録と並行して指定され、平成 17 年 3 月には拠点施設として、稲永ビジターセンターと藤前活動センターを設置しました。関係各行政機関や民間団体、地域住民等により構成される協議会を設置し、各構成員間の意志疎通に努めつつ、施設の管理運営や展示の工夫、自然観察会の開催等を通じ、鳥獣保護区の適正な保全の推進に努めています。

表 2 拠点施設来館数の推移

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
稲永ビジターセンター	34,094 人	39,900 人	37,481 人	37,481 人
藤前活動センター	19,772 人	22,831 人	23,484 人	24,806 人
合計	53,866 人	62,731 人	60,965 人	62,107 人

### ⑤紀伊長島

当該鳥獣保護区は、平成 21 年 10 月末に存続期間が満了するため、期間更新について現在鋭意作業を進めているところです。

また、特別保護地区に指定されている島嶼において、鳥類の繁殖に害をもたらすおそれの大きいドブネズミの生息の痕跡が確認されたことから、試験的な駆除を行っています。

### ⑥浅間

当該鳥獣保護区は、平成 23 年 11 月の次期指定に向け、平成 20 年度から鳥獣保護区内の野生鳥獣の生息状況やツキノワグマやニホンザルの生態、生息状況及び被害状況を把握し、更新作業の準備を行っています。

### ⑦北アルプス

当該鳥獣保護区は、平成 20 年度に上高地地域における公園利用者と野生動物との軋轢を軽減するため、ツキノワグマの出没状況への対応やニホンザルが人慣れしないように追い払いを実施しています。

## (3) 特定鳥獣保護管理計画の策定支援

管内各県においてその数が著しく増加又は減少している鳥獣が認められ、県知事が当該鳥獣の保護管理計画を策定することとなった場合には、県が実施する検討会等に参加し、助言に努めています。

また、中部地方環境事務所管内を含み広域的に生息し、特に鳥獣害の観点から問題と

なっているカワウやツキノワグマ等について環境省本省が開催する検討会にも出席し、情報交換と助言に努めています。

#### (4) ラムサール条約湿地の保全

中部地方環境事務所管内では、片野鴨池と藤前干潟の2つの国指定鳥獣保護区及び三方五湖（若狭湾国定公園）がラムサール条約湿地に登録されています。片野鴨池では、石川県加賀市が鴨池観察館を設置しており、(財)日本野鳥の会に管理運営を委託しています。藤前干潟では、環境省が前記のとおり2つの拠点施設を整備し、情報発信や体験学習等を実施して湿地の保全と適正な利用を推進しています。

平成20年度には石川県と福井県が、両湿地の情報交換の場としてラムサール条約湿地（片野鴨池・三方五湖）保全活用行政連絡会議を設置していますが、中部地方環境事務所もオブザーバーとして参加し、今後の保全と利用のあり方について助言を行っています。

#### (5) 高病原性鳥インフルエンザ対策

近年国内でも感染が確認され社会問題となっている高病原性鳥インフルエンザの野鳥対策としては、日頃から渡り鳥の多数飛来する鳥獣保護区周辺を中心に渡り鳥の個体数や異常等のモニタリングに努めているほか、平成20年11月以降隔月で藤前干潟鳥獣保護区において野鳥の糞便を採取し、高病原性鳥インフルエンザウィルスの保有状況を調査しています。

平成21年2月に愛知県豊橋市の鶉飼育個体で高病原性鳥インフルエンザウィルス(H7N6亜型：弱毒タイプ)の保有が確認されたことを受け、中部地方環境事務所では現地で開催された高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム検討会に環境省本省職員とともにオブザーバーとして参加したほか、環境省が実施した発生地周辺での野鳥捕獲調査及び糞便調査における調査地選定等の各種調整、調査補助等を行いました。

また、平成21年3月には担当職員及び関係県の担当者が現場で適切な対応ができるよう知識・技術の向上を図るため、専門家による高病原性鳥インフルエンザに係る研修会を実施しました。

#### 〈平成21年度の施策〉

鳥獣保護法に基づく許認可事務を適正に実施します。

また、各国指定鳥獣保護区に配置した鳥獣保護区管理員を機動的に活用し、鳥獣の生息状況調査や密猟防止のための巡視等を実施します。

片野鴨池鳥獣保護区においては、保全事業実施計画の策定に努めるとともに、人の侵入防止柵の施工を行い、鳥獣保護区の保全管理に努めます。

七ツ島鳥獣保護区においては、引き続きアナウサギの駆除を行い、生息する鳥類の保護に努めます。

藤前干潟鳥獣保護区については、平成22年10月に愛知県名古屋市で開催される生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)に向け、身近な干潟の自然を通じた生物多様性の保全と持続可能な利用に関する普及啓発に資する各種行事等を実施します。

紀伊長島鳥獣保護区については、平成 21 年 10 月末に存続期間が満了となるため更新作業を適切に進め、特別保護地区に関しては公聴会を開催します。また、カワウの営巣による植生の被害が顕著であることからカワウ個体群の適切な管理を検討するための調査を行うとともに、ドブネズミの侵入が見られた箇所においては駆除を進めていきます。

浅間鳥獣保護区については、生息する鳥獣の種類及び生息数の変化等を把握し、鳥獣による被害防止対策調査を実地します。

北アルプス鳥獣保護区については、公園利用者と野生動物の軋轢を軽減するため、ツキノワグマ、ニホンザルの追い払い、巡視、注意標識の設置等に努めます。

高病原性鳥インフルエンザへの対応として、渡り鳥の渡来地におけるモニタリングに努めるほか、日頃からシミュレーションを重ね、野鳥の複数羽一斉死亡等異常発生時には必要に応じウィルス保有状況調査等を実施し、感染の拡大防止に資する適切な対応に努めます。

## 2 希少野生動植物の保護

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(種の保存法)に基づいて絶滅のおそれのある野生生物の捕獲等を規制し、その保護に努めています。随時、希少野生動植物種等に係る捕獲等についての許可申請に対し、内容を審査し、許可証の発行等の許認可業務を行っています。平成 20 年度には 33 件の案件を処理しています。

種の保存法に基づき国内希少野生動植物種に指定されているアベサンショウウオ、ヤシャゲンゴロウ等については、環境省が策定した保護増殖事業計画に基づき保護増殖事業を実施しています。

アベサンショウウオについては、新たに生息地が確認されたことを受け、生息状況や生息環境を把握するための調査を平成 19 年から実施していますが、近年生息環境の悪化が懸念されています。

ヤシャゲンゴロウについては、生息場所が極めて局所的であり、環境の変化等による絶滅が危惧されることから、域外での飼育繁殖技術の確立を目的とした事業を平成 18 年度から実施しているところです。

### 〈平成 21 年度の施策〉

種の保存法に基づく許認可事務を適正に実施します。

アベサンショウウオについては、これまでの調査結果を基に環境悪化が確認された生息地において環境改善のための事業を行うとともに、関係者に対し普及啓発を行います。

ヤシャゲンゴロウについては、引き続き飼育繁殖技術の確立を目的とした事業を実施し、知見の集積に努めます。

アツモリソウ、ホテイアツモリソウについては、引き続き、生物多様性保全推進支援事業で、盗掘の監視や野生鳥獣による食害対策等から生育環境の保全に努めます。

その他管内の希少種の生息状況の把握に努め、各種開発案件等に伴う生息及び環境悪化の情報を収集し、関係機関との情報交換等対策の検討に資する施策の実施に努めます。

### 3 外来生物対策

平成 17 年に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）が施行され、同法に基づく外来生物対策を実施しています。

最初は我が国の生態系等に被害を及ぼす又はそのおそれがあるとされる特定外来生物の指定種として 37 種が指定され、第 2 次指定で 43 種追加、その後順次追加され、現在 96 種が指定されています。指定種に関しては飼養・保管・運搬・輸入・譲渡が規制されているため、学術研究や生業の維持等の理由がある者がこれらを行うことに関しては申請内容を審査して、適正であれば飼養許可証を交付しています。平成 19 年度には生業の維持に係るセイヨウオオマルハナバチの飼養許可が 1,800 件余りと新規申請が集中しましたが、平成 20 年度には一段落して 214 件となり、その他としてはウシガエルやカミツキガメ等に係る申請を処理しました。

また、増えすぎた特定外来生物に対しては防除モデル事業を実施し、他の事例でもモデルとなりうる防除の方法を検討しています。

平成 18 年度から「オオクチバス等防除モデル事業」として犬山ため池群と石川県の片野鴨池の 2 か所で、「アルゼンチンアリ防除モデル事業」として愛知県田原市で防除モデル事業を実施し、現地での防除作業を行うとともに、防除手法を整理したマニュアルの作成作業を行っています。また、平成 19・20 年度において「コクチバス等防除モデル事業」として野尻湖から流出する池尻川及び仁科三湖（青木湖、中綱湖、木崎湖）から流出する農具川の 2 箇所を「モデル調査河川」として分布拡大防止を整理したマニュアルを作成しました。

中部国際空港や名古屋港で特定外来生物が見つかった場合や、外来生物が持ち込まれた場合には、処分を行っています。平成 20 年度には、23 件の処分を行いました。

表 3 任意放棄個体の引き取り実績一覧表（平成 20 年度）

対象生物	モクズガニ	ヘリグロヒキガエル	シロアゴガエル	ルドベキア属 (オオハンゴンソウ)	カミツキガメ	アカミミガメ
区分	特定外来生物	未判定外来生物	特定外来生物	外来生物	特定外来生物	外来生物
処理件数	4	6	3	3	2	5

#### 〈平成 21 年度の施策〉

引き続き特定外来生物の飼養等許可申請に対して、審査と許可証の交付を行います。

防除モデル事業としては、片野鴨池で「オオクチバス等防除モデル事業」を継続して実施していきます。また「アルゼンチンアリ防除モデル事業」については、中部地方でもう 1 か所発生が確認されている岐阜県各務原市において、田原市とは異なった防除手法が確立できないか検討することとしています。

また、特定外来生物等の任意放棄個体の引き取りや特定動物を含む遺失物の引き取り

業務を行っていきます。

## 4 その他

### (1) 動物の愛護

「動物の愛護及び管理に関する法律」(動物愛護管理法)に基づき、関係地方公共団体等の指導に当たるとともに、普及ツールを制作し、法の主旨の周知徹底を図ってきました。

### (2) ペットフードの安全の確保

平成 20 年 6 月にペット(犬、猫)の健康を保護するため、「愛玩動物用飼料の安全性の確保に関する法律」(ペットフード安全法)が制定され、平成 21 年 6 月 1 日から施行されることとなりました。これに向け、事業者を指導する立場にある農政局等との連携により、平成 21 年 3 月には名古屋市でペットフード安全法ブロック説明会を開催するなど、法の主旨の周知に努めています。

### 〈平成 21 年度の施策〉

動物愛護管理法の精神に沿って、国民に動物虐待の防止や動物愛護の適正な飼養と愛護、動物による危害の防止に資するよう普及啓発に努めます。

ペットフード安全法については、平成 21 年 6 月 1 日から施行されるのに伴い、一般からの安全確保に関する相談に対応するとともに、関係団体間の連絡会議を開催し、問題が発生した場合には、必要に応じ農政局等の立入検査等に同行し、現状の確認や問題点の指導等を行うこととします。

## 野生生物の保護管理関連の主な業務の件数

		平成19年度		平成20年度	
			長野		長野
<b>(1) 希少野生動植物種の保護</b>					
①	国内希少野生動植物種等の捕獲許可	19	5	33	7
②	種の保存法に基づく立入検査	3	0	6	2
③	保護増殖事業の策定・実行件数	3	0	3	0
④	緊急捕獲通知	11	0	12	0
⑤	国内希少野生動植物種等の傷病個体保護収容等	1	0	1	0
⑥	特定国内種事業に関する届出	0	0	0	0
⑦	野生生物専門家請負事業	0	0	0	0
⑧	特定希少種の事業の届出	0	0	0	0
⑨	開発問題への対応	2	0	3	0
⑩	各種会議出席	16	8	37	12
<b>(2) 野生鳥獣の保護</b>					
①	鳥獣保護区等指定に係る事前説明、公聴会の開催	9	0	3	0
②	鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に関する許可	119	32	191	26
③	国指定鳥獣保護区特別保護地区内の工作物の設置等許可	14	7	20	9
④	捜査関係事項照会・回答	12	7	26	5
⑤	鳥獣保護区管理員の業務確認	0	0	0	0
⑥	国指定鳥獣保護区保全事業にかかる調査業務	1	0	1	0
⑦	国指定鳥獣保護区移入生物駆除事業	0	0	1	0
⑧	特定計画の策定に関する指導等	2	0	4	1
⑨	第10次鳥獣保護事業計画策定に関する指導等	0	0	0	0
⑩	鳥獣保護区管理員の業務管理等	12	0	20	4
⑪	国指定鳥獣保護区ビジターセンター等の施設管理・運営	3	0	5	0
⑫	国指定鳥獣保護区における管理等業務(発注件数)	2	0	6	2
⑬	グリーンワーカー業務	1	0	3	1
⑭	藤前干潟協議会の総会及び運営委員会の運営補助	8	1	9	0
⑮	藤前干潟クリーン大作戦の実施	2	0	2	0
⑯	普及啓発イベントの実施	7	0	1	0
⑰	普及啓発にかかる講演会の実施	1	0	1	0
⑱	各種会議出席	37	0	82	28
⑲	新規鳥獣保護区指定に係る調査、調整	10	10	0	0
⑳	危険猟法による捕獲許可	3	0	5	1
㉑	ラムサール条約登録湿地の勉強会、説明会等	1	1	3	0
<b>(3) 外来生物対策</b>					
①	飼養等許可(飼養許可証の写し交付含む)	1844	35	328	114
②	任意放棄個体の引取	22	6	23	7
③	特定外来生物の防除の実施、確認等	22	2	23	9
④	オオクチバス防除モデル事業	1	1	1	0
⑤	アライグマ防除モデル事業	1	1	0	0
⑥	オオクチバス駆除マニュアル研修会	0	0	0	0
⑦	池干しによるオオクチバス駆除及びため池調査事業	0	0	0	0
⑧	外来生物関係の説明会等	3	0	12	4
⑨	防除モデル事業の実行	5	2	4	1
⑩	普及啓発イベントの実施	0	0	0	0
⑪	各種会議出席	14	3	14	5
⑫	カエルツボカビに関する普及啓発、調査	9	7	0	0
<b>(4) 施設管理</b>					
①	制札・看板の整理	0	0	2	1
②	建物等施設管理	15	0	5	2
<b>(5) ラムサール条約登録湿地の管理</b>					
①	施設整備	0	0	0	0
<b>(6) 動物愛護法関連業務</b>					
①	動物愛護普及啓発事業	2	0	3	1
<b>(7) 各種会議出席</b>					
①	野生生物関係各種会議への出席等	8	2	16	6

※「長野」とは、長野自然環境事務所管内の件数で内数である。